

# 公正な事業活動

## マネジメントシステム

国境を越えたグローバルな企業活動が活発になるなか、意図的な不正行為や犯罪だけでなく、関係者の意識不足や認識不足によるさまざまな不祥事が頻発しています。また、法制度が未整備な国や地域で事業活動を行なう従業員は、常に高い規範意識を維持続ける必要があります。

パナソニックでは、世界のどの国・地域においても公正な事業を推進し、持続可能な社会を実現していくために、経済協力開発機構(OECD)の多国籍企業行動指針などの要素を組み入れた「パナソニック行動基準」の中に、「法令と企業倫理の順守」を明記して、グローバルに徹底しています。

行動基準の運用にあたっては、カンパニー・事業部や海外の地域統括会社などに設置した法務部門、行動基準順守担当取締役・役員、輸出管理責任者や各職能責任者がグローバルに連携して取り組んでいます。

従業員に対しては、毎年秋にコンプライアンス推進活動を強化する期間を設けて、倫理・法令順守意識の強化に努めています。さらに、年一回、世界の全拠点における「パナソニック行動基準」の順守・実践状況について確認し、監査法人による内部統制監査を実施しています。

さらに、不祥事の防止や早期解決を目的に、国内外の拠点やお取引先からも通報ができるグローバルホットラインを設けています。

これらの取り組みで把握された課題は、事業場単位では正に取り組むとともに、本社にも一元的・網羅的に集約され、社会情勢等も踏まえた上で、全社施策に反映し、これらを繰り返すことにより継続的な改善を図っています。現在は「カルテル防止」「贈収賄・腐敗行為防止」を重点テーマとして活動を推進しています。

## 方針

当社は、創業者松下幸之助が制定した綱領「産業人たるの本分に徹し社会生活の改善と向上を図り世界文化の進展に寄与せんことを期す」を経営理念として、事業を通じて世界中の人々の暮らしの向上と社会の発展に貢献することを目指し事業活動を行っています。この経営理念を実践するために、当社は経済協力開発機構(OECD)の多国籍企業行動指針などの要素を組み入れた「パナソニック行動基準」を制定し、22言語に翻訳し、Panasonicブランドの目指す姿と企業の社会的責任(CSR)に関する社会の要請に対する当社の基本姿勢を全取締役・社員でグローバルに共有しています。

## パナソニック行動基準(一部抜粋)

パナソニック行動基準では、「社会の公器」として公正な事業慣行に取り組むことを定めています。

### 第1章 私たちの基本理念

#### 企業は社会の公器

私たちの会社は私企業であっても、事業には社会的責任があります。

私たちは、「企業は社会の公器」との理念のもと、その責任を自覚し全うしなければなりません。さらに、さまざまなステークホルダーとの対話を通じて、透明性の高い事業活動を心がけ、そして説明責任を果たします。そのために、私たちは、常に公正かつ正直な行動をスピーディーに行うよう努めます。

▶パナソニック行動基準 第1章 私たちの基本理念

<https://www.panasonic.com/jp/corporate/management/code-of-conduct/chapter-1.html>

## 第2章 事業活動の推進

### II-3. 法令と企業倫理の順守

(1) 法令と企業倫理の順守は経営の根幹

私たちは、常に法令はもちろん、企業倫理を順守して、誠実に業務を遂行します。業務のあらゆる場面で、法令と企業倫理を順守することは、会社存立の大前提であるとともに、経営の根幹です。

(2) 公正な行動

私たちは、公正かつ自由な競争を尊重し、独占禁止法その他関係法令を順守します。

また、接待や贈答その他形態の如何を問わず、法令または社会倫理に反して、利益の提供を行わないとともに、個人的な利益供与を受けません。

反社会的勢力、団体に対しても、毅然とした態度で対応します。

(3) 関係法令の社内徹底

私たちは、法令やその精神の順守をより確実なものにするため、社内規程の整備に努めるほか、事業活動にかかわる法令に関する情報を積極的に収集し、教育研修など、あらゆる機会を活用して、社内への徹底を図ります。

(4) 法令違反の早期是正と厳正な対処

私たちは、業務に関して法令や企業倫理に違反する疑いがある場合には、上司あるいは法務部門など適切な関係部門や社内通報窓口に報告します。不正な目的でなく、法令違反またはそのおそれがあることを報告した者が、これを理由に解雇、降格等の不利益な取り扱いを受けることは、一切ありません。このような報告を取り扱うにあたっては情報管理を徹底します。

また、法令違反の行為が生じた場合には、速やかにその違反状態を是正し、再発防止を図るとともに、違反行為に対して厳正に対処します。

▶パナソニック行動基準 第2章 事業活動の推進：II-3. 法令と企業倫理の順守

<https://www.panasonic.com/jp/corporate/management/code-of-conduct/chapter-2.html#section2-3>

## コミュニケーション

当社では、事業の最高責任者のコンプライアンス意識が最も重要であるとの考え方のもと、カンパニー・事業部や海外の地域統括会社などに設置した法務部門、行動基準順守担当取締役・役員、輸出管理責任者や各職能責任者を通じて、グローバルに事業現場でのコンプライアンス、フェアビジネスの浸透を図っています。具体的には年度初めの「Global Legal & Compliance Meeting」で当年度のコンプライアンス方針をカンパニーや地域統括会社と共有し、毎年秋にコンプライアンス推進活動を強化する期間を設けています（詳細は「コンプライアンス教育」をご参照ください）。また、当社事業に関係のある法改正、政省令、官庁通達等が発信された場合は、都度、カンパニー法務責任者や関連組織等に通達、連絡を行っています。

## コンプライアンス教育

「パナソニック行動基準」やコンプライアンスに関する教育としては、入社時、昇格時などに定期的に研修を実施しています。

また、行動基準のコンプライアンスに関わる事項の実践ツールとして、「コンプライアンスガイドブック」を整備しています。腐敗防止やカルテル防止など、当社従業員が日常の業務活動において法令を順守し、社会からの期待に応えるうえで必要な事項を事例形式でわかりやすく解説した内容で、コンプライアンスの観点からとくに重要と思われる54項目を挙げています。

また、カルテルを含む独占禁止法、輸出管理、著作権法等、各種法令の順守に関するeラーニングを提供し、各カンパニーで営業、調達、技術職能などに実施しています。

当社グループでは、毎年秋にコンプライアンス推進活動を強化する期間を設けて、倫理・法令順守意識のグローバルな定着とリスクへの対応力向上をめざした取り組みを実施しています。近年では、事業環境や当社事業の変化に伴い、特定の事業分野・部門、国・地域におけるリスクの変化や法令違反・不祥事の兆しを的確にとらえる機会として取り組みを強化しています。

期間中には、社長・カンパニー長・事業部長・地域総代表などの経営幹部が倫理・法令順守の方針・姿勢を明示し、コンプライアンスの重要性を現場レベルまで浸透させています。

2018年度に実施したコンプライアンスeラーニングは全従業員を対象に実施され、約14万人の従業員が受講しました。

## 責任者・体制

ゼネラル・カウンシル(General Counsel, GC)は、取締役 ベイツ ローレンスです。(2019年8月現在)

カンパニー・事業部や海外の地域統括会社などに設置した法務部門、行動基準順守担当取締役・役員、輸出管理責任者や各職能責任者を通じて、グローバルに事業現場でのコンプライアンス、フェアビジネスの浸透を図っています。

## 内部通報制度

当社は、2018年8月、コンプライアンスに関する様々な内部通報を受け付ける窓口として、従来のホットラインを統合し、「グローバルホットライン」として一元的に受け付け、全ての問題を調査する運用を開始しました。また、職場における均等取り扱い、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントなどの相談に関する「イコールパートナーシップ相談室」(日本国内)や当社の会計・監査に関する「監査役通報システム」も設置しています。

「パナソニック行動基準」においては、「不正な目的でなく、法令違反またはそのおそれがあることを報告した者が、これを理由に解雇、降格等の不利益な取り扱いを受けることは、一切ありません。このような報告を取り扱うにあたっては情報管理を徹底します」と定めており、通報者に対する不利益な取扱いは固く禁止され、秘密が守られます。また、匿名でも通報することができます。

2018年度は、上記の通報窓口で約380件の通報、相談を受けました。受け付けた全ての通報、相談については、通報窓口が関係部門と連携しつつ、調査、事実確認のうえ対応しています。

2019年7月、新しい2つの社内規程、「社内通報および調査に関する規程」と「通報者等への報復行為禁止に関する規程」を制定しました。前者により、法令、社内規程への違反またはその疑義の報告・通報と、その適正な受付・調査・是正の仕組みなどの運用方法を定め、当該違反の早期発見と解決を図ります。また後者により、通報者と調査協力者への報復行為の禁止と、かかる通報者等の保護に関する行動基準の規定を明確化することで、社内通報制度および通報事案に関する調査の適正な運営を確保します。

# 公正な事業活動：評価

---

コンプライアンスに関する方針の理解度、施策の有効性や定着度合いについてモニタリングするため、年1回、グローバルな全拠点において「パナソニック行動基準」の順守・実践状況についての確認を行っています。

具体的には、グループ各社での「行動基準順守担当取締役・役員」の任命、行動基準に関する教育・研修の実施、行動基準の順守に関する誓約書の取得などの状況について確認を行うとともに、監査法人による内部統制監査を実施しています。

## 重大な違反と是正の取り組み

当社および当社米国子会社のパナソニック アビオニクス(株) (以下、「PAC」)は、PACによる航空会社との特定の取引およびその取引に関連するエージェントやコンサルタントの起用に関する活動について、米国証券取引委員会および米国司法省(以下、「米国政府当局」)から、連邦海外腐敗行為防止法および米国証券関連法に基づく調査を受けていましたが、2018年5月に米国政府当局との間で制裁金の支払について合意し、その後制裁金を支払いました。このことを真摯に受け止め、引き続き再発防止に向けた管理を徹底してまいります。腐敗防止策については「公正な事業活動：コンプライアンス・プログラム」の章をご参照ください。

重大な法令、社内規程違反が発覚した場合は、直ちに違反行為を停止し、経営幹部に報告するとともに、関係部門で事実確認や原因分析のうえ対応策を検討します。また、必要に応じ取締役会への報告を行い、取締役会での決議を経て、迅速かつグループ横断的に是正します。

# 公正な事業活動：コンプライアンス・プログラム

当社は、「カルテル」および「贈収賄」などの重大不正に関するコンプライアンス・プログラムを全社的に推進しています。2018年度は、「反贈収賄」に焦点をあてたコンプライアンス・インフラストラクチャー強化のための以下の各取り組みをグローバルで推進しました。

- 「経営層の関与」：社長、カンパニー社長、地域総代表およびゼネラル・カウンシルらの経営幹部から従業員に対してコンプライアンスメッセージを発信し、また、取締役会をはじめとする経営会議でコンプライアンス討議を実施しました。また、ゼネラル・カウンシルが海外子会社を訪問して現地の経営責任者とのコンプライアンスに関する対話を行うなど、経営層が直接コンプライアンスに関与しています。
- 「コンプライアンス意識・風土の浸透」：重大不正を題材としたマンガやポスターを作成して配布しました。また、従業員参加型のコンプライアンスイベントを企画・開催しました。さらに、全従業員を対象に、「コンプライアンス意識実態調査」を行いました。2018年度の回答者は約14万6千人で、2017年度に比べて、約12.5%増加しました。
- 「教育・啓発」：全従業員を対象に重大不正に関するeラーニングを実施し、2018年度は約14万人が受講しました。また毎四半期に、事業部長宛てに重大不正に関するニュースレターを配信しています。
- 「新グローバルホットラインの設置」：前述の「内部通報制度」で記載したように、グローバルホットラインの設置による通報の一元管理を実現しました。ホットラインへの通報や報告、その他監査等において違反を疑われる行為を発見した場合は、速やかに社内調査を行います。社内調査により違反行為の事実を確認した場合は、直ちに違反状態を解消するとともに、真因を追求し、それに対する再発防止策の実施、関係者の処分を行います。
- 「反贈収賄プログラムの改善・強化」：グローバルで実施した贈収賄リスクアセスメントの結果を踏まえ、各カンパニーの経営層とゼネラル・カウンシルがコンプライアンス討議を行って課題の共有と対策の検討を行い、その結果を2019年度の各カンパニーの具体的な取り組みに反映し、推進しています。
- 「コンプライアンス監査・調査機能の強化」：2018年度、贈収賄・腐敗リスクの早期発見・予防・対処を目的として本社部門による同リスクのコンプライアンス監査を実施しました。2019年度以降も組織的取り組みとして監査実施拠点のフォローアップとともに新たな拠点に対するコンプライアンス監査を定期的実施予定です。また、全社の社内通報・調査制度の整備を行い、2019年7月1日付でグローバル規程として、「社内通報および調査に関する規程」と「通報者等への報復行為禁止に関する規程」を制定しました（詳細は「内部通報制度」の章をご参照ください）。

また、2019年度は、昨年度の取り組みを深化させて継続しつつ、経営層においてリスクやコンプライアンスインフラストラクチャーについてより焦点をあてて討議・方向付けを行うためのコンプライアンス委員会を別途設置するなど新たな取り組みとともに推進しています。

## カルテル防止

当社は、過去に当局から摘発された事実を厳粛に受け止め、「カルテル防止」に取り組んでいます。ひとたびカルテルを起こすと、お客様からの信頼を失うだけでなく、高額な制裁金や損害賠償金の支払い、公共調達における指名停止処分など、事業活動への様々な悪影響が発生することから、徹底して防止に取り組んでいます。

## 基本方針

カルテルや談合を防止するために以下のような基本方針を掲げて取り組んでいます。

- 競合他社との接触は必要最低限に限るものとし、やむを得ず競合他社と接触する場合、事前に必要な承認を取得するものとします。
- 競合他社との間で、価格や数量など競争に関わる事項について情報交換や取り決めを行うことは厳に禁止します。
- カルテルの疑いを招く行為に遭遇した場合には、異議を述べ退席する等の行動をとるとともに、社内に必要な報告を行うものとします。
- 社内通報制度や社内リニエンシー制度を設け、会社としての自浄能力向上に取り組むとともに、リスク評価に基づいた適切なモニタリングを実施し、効果的なカルテル防止体制を構築します。

## 競合他社との活動に関する規程

当社では、競合他社との活動全般に関し、2008年に、カルテル・談合およびそれらの疑いを招く行為を防止することを目的とした「競合他社との活動に関する規程」を制定し、グループ全社員に適用しています。この規程には以下のような項目が含まれています。

- 製品等の価格、数量、性能・仕様に関する情報交換や取り決めなど、カルテル・談合およびその疑いを受ける行為の禁止
- 競合他社と接触する場合に、事業場長および法務責任者の事前承認を得ることを義務付ける事前承認制度
- 不適切な行為があった場合の対応

- 違反のおそれがある場合の報告義務
- 違反した場合の措置
- 社内リニエンシー制度

特にリスクの高いデバイス事業においては、カンパニー経営責任者会議や傘下の海外会社責任者会議における幹部への再徹底、カルテル防止教育の全員受講、疑わしい行為の洗い出し、誓約書の提出、監査の実施、人材ローテーションの加速など、カルテル防止の取り組みをグローバルに推進しています。

## 政治献金における透明性の確保

日本経団連は政治寄附に関して「民主政治を適切に維持していくためには相応のコストが不可欠であり、企業の政治寄附は、企業の社会貢献の一環として重要性を有する」との見解を示しています。当社もこの方針に従い、企業の社会的責任の一環として政治寄附を行っています。

寄附にあたっては、政治資金規正法などの関連法令を順守するとともに、厳格なルールを定めて実施しています。

なお国内では、政治資金の収支状況を公開することが政治団体に義務づけられており、官報または都道府県の公報により公表されます。

Webサイトでも閲覧が可能です。[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000523847.pdf#page=1](http://www.soumu.go.jp/main_content/000523847.pdf#page=1)

## 腐敗行為の防止

これまで、当社は、公務員贈賄の防止はもとより、当社行動基準に定めるとおり、接待や贈答その他形態の如何を問わず、法令または社会倫理に反して、利益の提供を行うこと、また、個人的な利益供与を受けることを禁止してまいりました。もっとも、今日の時勢に適合する形で贈収賄・腐敗行為の防止をグローバルに徹底するため、2019年7月1日付で、パナソニックグループの全役員・従業員に適用される新たなグローバル全社規程として、「グローバル贈収賄・腐敗行為防止規程」、「贈収賄・腐敗行為防止に向けた特定取引先に関するリスク管理規程」、「贈収賄・腐敗行為防止に向けた贈答・接待等に関する規程」、「利益相反防止規程」を制定しました。また、「特定取引先」との取引開始・更新に際して、当該取引に伴う贈収賄・腐敗行為関連リスクを事前に審査するための新たなリスク審査プロセスを導入いたします。

「グローバル贈収賄・腐敗行為防止規程」は、公務員を当事者とする賄賂を含む腐敗および取引先との関係における腐敗行為について、実際の腐敗行為または腐敗とみなされる行為を有効に防止、発見、調査および是正することを目的として制定しました。具体的には、ファシリテーションペイメントの禁止、政治献金・寄付・スポンサーシップ、ロビイング、雇用および採用、合併・買収・ジョイントベンチャーなどの各項目について、贈収賄／腐敗行為に該当する行為の禁止や、贈収賄／腐敗行為防止に向けた具体的な手続を定めています。

「贈収賄・腐敗行為防止に向けた特定取引先に関するリスク管理規程」は中間販売業者や業務委託先に関わる贈賄およびその他の腐敗行為のリスクを軽減し、これらのリスクに関連する現実および予想される問題を防止・発見・調査・是正するため、特定取引先の特定、審査、選定、登録、取引開始・解消に関する原則を定めることを目的として制定しています。

「贈収賄・腐敗行為防止に向けた贈答品・接待等に関する規程」は、公務員・取引先それぞれからの、または、それぞれに対する、食事、もてなし、旅費負担を含む贈答・接待の提供と受入れに係る贈収賄・腐敗行為関連リスクの防止を目的として、禁止行為や実施に当たっての具体的な手続を定めています。

「利益相反防止規程」は、利益相反の防止、特定、管理および是正に関する規則を定めるとともに、具体的に利益相反に該当するおそれがある行為を定めています。

これらの新たな贈収賄／腐敗行為防止に向けたグローバル規程の順守を徹底するため、全社的に周知・推進活動を行ってまいります。

# 公正な事業活動：模倣品対策の取り組み

模倣品の多くが中国で製造されていると言われており、インターネットの進展とともに全世界に拡散しています。また、昨今においては、コンシューマー向け商品からBtoB向け商品まで裾野が広がっており、一般のお客様に対して品質問題（事故・ケガ）を引き起こすだけでなく、社会全体に対して経済的損失（税収減、企業の開発意欲の減退）や安全問題（国家安全保障の脅威・犯罪/テロ組織の資金源）に発展しています。

当社は、模倣品の撲滅に向け、製造、大規模商談会、輸出入、卸、販売といった模倣品の様々な流通段階において、お客様や社会に被害が及ぶことを阻止すべく、幅広い対策をグローバルで実施しています。

今後とも、弊社のお客様と社会に対する信頼と満足の証であり、かけがえのない資産であるブランドを違法に表示する模倣品に対し、毅然とした態度で対応します。

## <具体的対策>

- ・ 製造工場を摘発し模倣品を押収
- ・ 中国における大規模商談会で模倣品の商談成立を阻止
- ・ 各国税関で模倣品の差止め
- ・ 各国の販売先（ECサイト含む）で模倣品販売を阻止
- ・ 各国当局と連携した市場への啓発活動
- ・ 法制度や法運用が不十分な国の政府に対して改善を求める働きかけ



ベトナムで当局により行われた模倣品の破壊式

## コンシューマー向け商品の模倣品

### <電池>



### <家電>



## BtoB向け商品の模倣品

### <自動ドア>



### <電子部品>



### <配線器具>



### <モーター>

